

## 独立行政法人改革の経緯について

平成24年4月18日

### 1. 独立行政法人の制度及び組織の見直しの背景と基本的考え方 （「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）より）

#### ○独立行政法人制度とは

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施することが必要な事務・事業につき、一般的な行政組織とは別に実施することが必要な専門性の高い分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な実施が求められる分野等について、国からの一定の関与を保持しつつ国から独立した組織体が政策を実施することによって、より質の高い行政サービスの提供を目指す仕組み

○しかしながら、制度創設から10年以上が経過し、組織の在り方と業務運営の両面で綻びが露呈。

○様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人全てを一律の制度にはめ込んでおり、国の政策を効果的に実施する機能の発揮が不十分。

○厳しい財政状況や、東日本大震災からの復興への取組の中で、独立行政法人制度についても、法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠。

○このような認識の下、制度・組織の在り方を、以下の考え方に沿って抜本的かつ一体的に見直し。

- ① 国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間との関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し、廃止や、自律的な経営が可能な法人の民営化等を実施。
- ② 廃止又は民営化等を行うべき法人以外の法人については、各法人の事務・事業の特性に着目して類型化し、類型ごとに最適なガバナンスを構築。
- ③ 類型を踏まえつつ、政策実施機能の強化や効率性の向上の観点から法人を再編。
- ④ 新たな法人制度に共通するルールを整備。

## 2. 行政刷新会議における議論とこれを踏まえた閣議決定

- 平成23年9月、行政刷新会議に「独立行政法人改革に関する分科会」が設置され、また同分科会の下にワーキンググループ（WG）が設置され、各府省及び独立行政法人からのヒアリングも行いつつ、議論が行われた。

（参考1）「独立行政法人改革に関する分科会」構成員

原 良也 株式会社大和証券グループ本社最高顧問 ※分科会長  
秋池 玲子 株式会社ポストンコンサルティンググループパートナー  
逢見 直人 日本労働組合総連合会 中央委員・UIゼンセン同盟 会長付  
岡本 義朗 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主席研究員  
梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員  
菊池 哲郎 株式会社毎日新聞社 顧問  
高橋 進 株式会社日本総合研究所 理事長  
土居 丈朗 慶応義塾大学 経済学部 教授  
富田 俊基 中央大学 法学部 教授  
山本 隆司 東京大学 法学部 教授

（参考2）「独立行政法人改革に関する分科会 第1WG」構成員

富田 俊基 中央大学 法学部 教授 ※座長  
山本 隆司 東京大学 法学部 教授  
稲継 裕昭 早稲田大学 政治経済学術院 大学院 公共経営研究科 教授  
太田 康広 慶應義塾大学 大学院 経営管理研究科 教授  
川崎 清隆 弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所）  
城山 英明 東京大学 公共政策大学院 教授

- 日本学生支援機構は、国立大学財務・経営センター、大学評価・学位授与機構、大学入試センター及び日本学術振興会とともに、大学の支援を行う類型の法人の一つとして検討が進められた。
- 日本学生支援機構については、主に、
- ・奨学金事業について、金融事業としての側面に着目した抜本的な見直しと効率化を図るべき。
  - ・大学の支援を行う法人全体の組織統合をすべき。
- 等の指摘がなされた。
- 行政刷新会議における議論を踏まえた本年1月の閣議決定において、日本学生支援機構については「その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までを目途に結論を得る」（平成24年1月20日閣議決定）とされたところ。

■独立行政法人改革に係る分科会第1WG中間報告（平成23年10月14日）（抄）

- ・大学の支援を行う法人について、制度の在り方に関する意見を聴取。主なポイントは、大学関係者を運営に関与させる制度設計等。
- ・大学の支援を行う法人全体に関する組織統合について引き続き検討。
- ・また、日本学生支援機構の奨学金事業については、金融事業としての側面に着目した抜本的な見直しと効率化を求める。

■独立行政法人改革に係る分科会最終報告（平成24年1月19日）（抄）

- ・大学連携型の成果目標達成法人に位置付けるべき大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については、大学関係者が運営に関与する仕組み等を導入することを前提に、大学教育の質の保証を担う機能を強化する等の観点から、統合すべきである。（略）
- ・日本学生支援機構の奨学金貸与事業については、返還率に関する情報開示を積極的に進めるなど金融事業としての側面に着目した抜本的な見直し、ガバナンスの強化及び効率化により、事業の持続可能性を確立していくべきである。また、本法人については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までを目途に結論を得るべきである。

■独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）（抄）

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

- 大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。
- 国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。
- 統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引上げ等により、自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指す。
- 日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得る。なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る。

### 3. (参考) これまでの事業仕分け等における日本学生支援機構にかかる指摘と対応状況について

#### (1) 事業仕分け第1弾 (平成21年11月25日実施) (※別紙参照)

- 大学等奨学金  
見直しを行う (回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独法のあり方を中心に)

#### (2) 事業仕分け第2弾 (平成22年4月28日実施) (※別紙参照)

- 学生生活支援事業のうち大学情報提供事業 (学生支援情報データベース) 事業の廃止  
ゼロベースで厳しく見直し
- 国際交流会館等留学生宿舎等の設置及び運営  
事業の廃止 (ただし、現在の入居者に配慮すること)
- 留学情報センターの運営  
事業の廃止
- 私費外国人留学生等学習奨励費制度  
厳しく成果検証等を行った上で、当該法人で実施し、事業規模は現状維持

#### (3) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)

##### 【事務・事業の見直し】

##### <留学生支援事業>

- 留学生宿舎等 (国際交流会館等) の設置・運営の廃止
- 私費外国人留学生学習奨励費の見直し

##### <学生生活支援事業>

- 研修事業の重点化、有料化
- 各種調査の重点化

##### 【資産・運営等の見直し】

##### <保有資産の見直し>

- 国際交流会館等
- 職員宿舎

##### <事務所等の見直し>

- 海外事務所の見直し
- 東海北陸支部 (分室) の在り方を検討

(4) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣

議決定)への対応状況

【事務・事業の見直し】

(※平成24年4月18日現在)

「事務・事業の見直しの基本方針」における記述			対応状況	
講ずべき措置	実施時期	具体的内容		
留学生支援事業	留学生宿舍等(国際交流会館等)の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。	○23年度末までに全13館中7館を売却。 ※一般競争入札によっても買い手のつかなかった会館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(24年1月20日閣議決定)において「やむを得ない事情により売却が困難なものについては廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とことされている。 <参考>売却先の決定していない会館等:札幌、金沢、東京、兵庫、福岡、大分
	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借上げ宿舍支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。	○私費外国人留学生学習奨励費の成果検証を行うため、21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査(22年8月取りまとめ)及び22年度学習奨励費活用状況等調査(23年5月取りまとめ)を実施。調査結果について、学習奨励費給付事業成果検証委員会において分析を行い、報告書を23年3月に取りまとめた。 ○渡日前の予約採用の拡充について、22年度に、渡日前入学許可で大学等に入学する者で、大学等から成績優秀者として推薦を受けた者を予約者とする新たな制度を設置し、23年4月入学者から対象としている。 ○留学生借上げ宿舍支援事業については、23年度から、私費外国人留学生学習奨励費の予約者及び採用者を優先して支援する方法に改め、私費外国人留学生学習奨励費の推薦時期に併せて募集を行っている。
学生生活支援事業	研修事業の重点化、有料化	23年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。	○「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」の検討結果を踏まえ、研修事業委員会を設置し検討を行い、研修事業のさらなる厳選を行うとともに24年度から一部の研修事業を有料化することとした。
	各種調査の重点化	23年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。	○各種調査の重点化に向けた見直しの方向性を定め(23年12月)、これを踏まえて調査毎に重点化に向けた作業を実施。

【資産・運営等の見直し】

「事務・事業の見直しの基本方針」における記述			対応状況	
講ずべき措置	実施時期	具体的内容		
保有資産の見直し	国際交流会館等	23年度以降実施	国際交流会館等(13か所)の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。	○売却した会館について国庫納付済み。 ※一般競争入札によっても買い手のつかなかった会館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(24年1月20日閣議決定)において「やむを得ない事情により売却が困難なものについては廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とことされている。
	職員宿舍	23年度以降実施	職員宿舍(7か所)については、真に必要な宿舍以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。	○高円寺(東京都杉並区)については、23年3月に売却・引渡済み。 ○豊田(東京都日野市)、百合丘第二・第三(神奈川県川崎市)については、売却契約済み。 ○鳴子(愛知県名古屋)については、一般競争入札の実施に向けた作業中。 ○香里(大阪府枚方市)については貸倒引当財源以上の額での売却に向けて情報収集中。 ○田代(愛知県名古屋)、さつき丘(大阪府枚方市)については、23年度末に閉鎖したところ。
事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	○24年3月に日本学術振興会との共用化を開始。
	東海北陸支部(分室)の在り方を検討	23年度以降実施	東海北陸支部(分室)について、廃止も含めて検討する。	○廃止を決定。

## 第3WG評価コメント

### (事業番号) 3-53 大学等奨学金

#### (1) 大学等奨学金

#### 評価者のコメント

- 条件を満たしている者へは、希望すれば必ず貸与されるようにすべき。返済についてより柔軟な制度に変更。
- 回収努力がまだ不十分。また、学生が安易に利用している印象もあり、借金であるという認識を高める必要もある。奨学金という名前より「学生ローン」にしたほうが学生にも緊張感が出る。民間によるグラントも増えるように税制優遇も検討。民間への業務委託も検討すべき。
- 制度設計として給付型システムの検討。
- 大学授業料との関係をふまえ給付型の検討もすべき(教育競争力に関連)。
- (独)日本学生支援機構の見直し。
- 回収コストは言うならば後ろ向きの経費。給付型の奨学金システムの導入の検討が必要。
- (独)日本学生支援機構への文部科学省からの出向禁止と回収作業の効率化。奨学金制度自体の見直し。希望者全員奨学金制度を創設。マニフェストと整合性を合わせる。
- 学びたい者から学べる環境を作ることは重要。問題は回収。奨学金なので、やはりきちんと学んでいる学生を対象にして欲しい(具体的にはある学力を持っていること。ただ大学に来ていることを援助する必要はない。)
- (独)日本学生支援機構の工程表の最初に、奨学金は借金であるという厳格な意識付けを学生に植え付けることが行われなければならない。
- 回収目標とその現実をしっかり取り組むためにも、年度毎の総額枠を定めて運用すべき。
- 今日の債権延滞状況では、きちんと返済を行う人が損になり、モラルハザードが生じてしまい、制度設計自体が崩れてしまうリスクがある。また、(独)日本学生支援機構を金融機関として存続できるような仕事が必要であり、今日の状況ではそのシステムが維持できない不安が存在。
- 回収は個別の状況をよくつかんだ上で。
- 奨学金のスキームを外部専門家を入れて徹底見直し。必要予算を圧縮できるよう努める。
- 学生に対し、しっかりサポートしてほしい。無償給付を増やしてほしい。
- 他の大学支援策と比べても、直接的な学生支援策として評価されるべき施策と考える。債権回収を強化するのは当然のこと。給付型のスキームについても検討が必要。

## WGの評価結果

---

大学等奨学金

### 見直しを行う (回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方を中心に)

(見直しを行わない 2名)

見直しを行う 14名(複数回答)

(平成21年度予算額以下に抑制 4名、貸与基準の厳格化 2名、一層の回収強化 10名、(独)日本学生支援機構の見直し 1名、給付型奨学金の検討3名、民間への業務委託 1名、希望者全員への貸与 1名))

## とりまとめコメント

---

大学等奨学金については、見直しを行わないという意見が2名、見直しを行うという意見が14名であった。借金であるから回収を強化すべきという意見が多い一方で、返済方法についての柔軟性や、給付型奨学金を検討すべきという意見があった。また、(独)日本学生支援機構のあり方については見直しが必要であるとの意見が複数あった。当WGとしては、回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方、といった点を中心に、見直しを行う方向でまとめる。

## ワーキンググループB

(事業番号) B-23

(項目名) 留学生支援事業

(法人名) 日本学生支援機構

### 学生生活支援事業のうち大学情報提供事業 (学生支援情報データベース等)

※ 同時に「大学入試センター:大学情報提供事業(ハートシステム)、大学評価・学位授与機構:大学情報データベース等、国立大学財務・経営センター:国立大学法人経営ハンドブック等」について議論

## 評価者のコメント

### <学生生活支援情報データベース等関連部分抜粋>

- 一旦ゼロクリアにした上で、本当に必要なものを再度整理して出直すべき。
- 汎用のデータベースとしての事業は、有効性が確認できない。業務に伴う固有情報のみ「情報公開(開示)」して、再構築すべき。ブックは、①大学担当者向けは、メールマガジンをベースに情報提供・交流を図る経営業務に転換、②財務経営情報は、必要とする職員、理事が少ないので、WEBベースに転換する。
- WEB等で発信すること等、工夫したやり方を検討すべき。学生向け情報発信は、どんな手段でも不要。
- 4事業とも即刻廃止可能である。必要なものに限りWEBで公開する。大学進学、大学の求め、大学経営のために大学情報をデータベース化したり、紙媒体で提供したりするのに、国が各独法を通じて税を投入する必要性は説明がなされなかった。よって、これらの大学情報提供に対する受益者がいる以上、適切な受益者負担により民間機関が担うべき事業である。
- 当該法人がどうしてもやる必要性を感じない。一旦廃止して、本当に必要なものについてのみ予算措置する。民間に任せて差し支えないものは民間に任せる。
- 国税の投入は不要。民間でできる部分は民間に任せる。
- 即刻廃止し、民間に委ねるべき。一般データについては、開示し、民間が使用できるようにすればよい。一部データは、本省等で管理提供。
- どのような需要があるのかを整理し、民間で入手不可能なものについて、最も費用対効果の高い伝達方法で、各機関と横串を差した形で実施する。
- 学生支援情報データベース、大学情報データベース、国立大学法人経営関連データは一元的に運営、収集、維持すべき。データベースの運営は民間に委ねられる。

## WGの評価結果

---

【日本学生支援機構】学生生活支援事業のうち大学情報提供事業

(学生支援情報データベース等)

# 事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し

＜対象事業＞

- ・ 廃止 5名
- ・ 事業の実施は民間の判断に任せる 2名
- ・ 国が実施機関を競争的に決定 2名 (事業規模 縮減 2名)
- ・ 当該法人が実施 3名 (事業規模 縮減 3名)

＜見直しを行う場合の内容＞

- ・ 不要資産の国庫返納 2名
- ・ 事業主体の一元化 4名
- ・ ガバナンスの強化 2名
- ・ その他 1名

## とりまとめコメント

---

評価者の意見の大半は、一旦事業を廃止し、ゼロベースで厳しく見直し、この仕分けの議論を踏まえた上で、民間に任せられるものは民間で、真に必要なものは個々に手法・規模等を精査し、当該法人で再構築するというもの。これを当WGの意見とする。

評価者からもアドバイスがあったように、紙媒体についてはWEBに掲載する等、様々な対応を個別具体的に検討してもらう必要があり、その意味で、一旦事業を廃止し、ゼロから厳しい見直しをお願いしたいということである。

## ワーキンググループB

(事業番号) B-24

(項目名) 留学生支援事業

(法人名) 日本学生支援機構

### 国際交流会館等留学生寄宿舍等の設置及び運営

## 評価者のコメント

### 国際交流会館等留学生寄宿舍等の設置及び運営

- 機構としては、会館の維持ではなく、むしろ絶対的に対象数が多い民間アパートを留学生が借りる場合の保証人の役割を果たすことが求められている。
- 今入居している留学生や入居が決まっている留学生に迷惑がかからないように、数年以内に一たん、この事業を廃止し、自治体や民間や大学に任せる。留学生約13万人中、2,600人のみを対象に国費を投入し続けることは、不公平ではないか。
- 13万人のうち2,600人の受益では効果は限定的である。根本的に(ゼロベース)で見直し、スキームを作り出す。
- 留学生は大学、大学院等で個々に対応すべき。国はそれを支援することに予算を集中的に投入する。特に連帯保証制度など、日本的慣行が学生受入れの障害になっている点について、政策的対応を進める。
- 大学で用意出来るよう、財政的にも手配すべき。民間住居を借りやすくするための様々な改良、サービスを行うべき。
- 施設は早期売却し、そのキャッシュを保証事業等のより本質的な支援に充てるべき。
- 留学生の住居を提供しやすくするよう、保証等他の手段も検討すべし。
- 留学生を増やす政策は大学教育の機能強化が基本なので、この分野で国費投入は避けるべき。
- 留学生のための宿舎提供という発想は素晴らしいが、たった2%(2,600人)程度の留学生に極めて限定的(局地的)な宿舎提供を行う意味があるのか。また、あえてこの独法が行う理由はない。大学が個々に検討、実施すべき。
- 実質的に宿舎提供増になる施策を実施すべき。
- 一番効果が低く、一番コストのかかる方法である。施設を売却し、借り上げ宿舎への支援や保証という方法で支援を行う(国は行うが方法を変える)。
- 日本で留学生・外国人が部屋を借りにくい現状を考えると、民間だけに任せるのは無理。日本への留学生を増やしたいのであれば宿舎は拡充すべき。

## WGの評価結果

---

国際交流会館等留学生寄宿舍等の設置及び運営

### 事業の廃止

(ただし、現在の入居者に配慮すること)

<対象事業>

- ・ 廃止 6名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 3名
- ・ 国等が実施 2名  
(事業規模 現状維持 1名、拡充 1名)
- ・ 当該法人が実施 1名  
(事業規模 拡充 1名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 4名
- ・ その他 1名

### とりまとめコメント

---

(国際交流会館等留学生寄宿舍等の設置及び運営)

評価者12人のうち半分の6人が事業の廃止、4人が不要資産の国庫返納を求めており、当WGの結論としては事業の廃止とするが、現在入居している留学生や、入居が決まっている留学生に迷惑がかからないようにしていただきたい。数年以内に一旦事業を廃止し、今後のことは自治体や民間、大学に任せていくべきであるとの意見が出されている。また、留学生13万人のうち2,600人のみを対象に国費を投入することは不公平ではないか、むしろ国としては民間のアパートを留学生が今まで以上に借りやすくするよう連帯保証人の問題を解決したり、様々なサービス向上のために法改正や制度を整えていくことが大切ではないか、との意見もあったので併せて検討願いたい。

## ワーキンググループB

(事業番号) B-24

(項目名) 留学生支援事業

(法人名) 日本学生支援機構  
留学情報センターの運営

## 評価者のコメント

### 留学情報センターの運営

- 既に民間が実施しており、あえて52 百万円もの人件費をかけて独法が実施すべき事業ではない。
- 民間でもできる。不要施設を廃止。
- 民間で充分。
- 留学情報は民間ベースで十分である。日本から外国へ留学する相手大学を探そうとする者は、現地のURL を見て判断する能力は最低限の能力である。単なる語学留学を目的とする場合は、旅行会社のサポートが付くのが通常である。
- 国費6,700 万円のうち、事業費1,400 万円、人件費に5,200 万円。民間のサービスとどう差別化されているのか不明。費用対効果も不明。相談者も単に留学経験者。
- 既に民間のサービスが充実している。また、大使館の資料室を利用できる。
- 常設センターは不要。海外大学情報についてのデータベース等については、国内大学情報提供事業と一元化。
- ネット等を通じた情報提供のみをおこない、センターは廃止する。
- 民間のHP・海外の大学HP の方が、比較優位が高く、存続の理由を見出せない。
- 効果が不明。
- 国や独法が行う理由などどこにもない。民間は営利だから安心できないといった偏見に満ち溢れていると感じる。「留学しよう」、では「どうしよう」といった思考パターンで学生は留学するのだろうか。また、民間の既にある情報提供ツールと比較して明らかに優位であるといった実証がない。明らかな税金の無駄遣いである。
- 留学生にとって魅力のある大学、既に実績のある大学に限定して、重点的な情報提供に集中すべき。事業の組換が必要なので、そのために現行事業は廃止すべき。一般的な情報提供は国費投入の効果が低い。
- 日本人の海外留学情報提供は民間及び海外大学の情報提供で十分。アジア、アフリカにしても、十分なサポートができていない可能性は低い。

## WGの評価結果

---

留学情報センターの運営

### 事業の廃止

＜対象事業＞

- ・ 廃止 10名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 2名

＜見直しを行う場合の内容＞

- ・ 不要資産の国庫返納 3名
- ・ ガバナンスの強化 4名

### とりまとめコメント

---

（留学情報センターの運営）

評価者12人のうち10人が事業の廃止を求めており、事業の廃止を結論とする。

不要資産の国庫返納も3人が求めている。

当該事業は既に民間が実施しており、事業費6,700万円、人件費5,200万円を投じて当該法人が実施すべき事業ではないという意見が大勢である。

## ワーキンググループB

(事業番号) B-24

(項目名) 留学生支援事業

(法人名) 日本学生支援機構

### 私費外国人留学生等学習奨励費制度

## 評価者のコメント

### 私費外国人留学生等学習奨励費制度

- 給付を受けた留学生が、卒業後どういう進路を選び、日本とどういう関係が続けたか、留学生にどう役立ったかの検証が必要ではないか。
- 各大学に枠を与え、大学にも1/4程度の負担を求めるなら、大学の判断で選抜し給付すべき。大学ごとに制度競争をさせ、枠の大きさを競争させるべき。
- 国が実施し抜本的拡充をすべき。
- 日本の大学の魅力が高まり、予約が増えることが必要。従って、総合的で地道な対策が軌道に乗るまでは縮減し、その原資は大学の魅力を高める施策に振り向けるべき。
- 優秀な学生の選抜には一層注力すべき。
- 真に優秀な留学生に対する支援にしていいため、ガバナンスを見直していく。効果や成果も具体的に検証すべき。
- 一定の水準以上の留学生を確保するため、現地において試験を行い、予約の下で来日する方向を目指す。特に日本留学試験にこだわることなく、IB、SAT等実質的に国際標準された基準を活用すべき。学位授与及び卒業後の進路のフォローを確実に行う。
- 事業規模について現状を維持するとしても、給付予約の比率を上げることが必須条件である。私費学生の学習奨励費の給付予約を平成23年に20%~40%まで上げる施策は、優秀な留学生を受け入れる手段として重要であるが、その具体的手法の確立には相当なシステム構築の努力が必要である。
- 給付予約制度を適切に拡充すべき。
- 給付予約の方法をより簡素化する努力が必要。根本的に日本の大学のクオリティを高める必要がある。
- 申請を海外からできるように簡略化すべき。
- 各大学に人数を割り当てる方策もあるが、外国で極めて有能な人材をしっかりと多数集めて、その後日本で活躍していただき、日本人になってもらいたいといった、壮大な政策をもっと拡充してもらいたい。その意味で、100%、海外(現地)で学生を選抜できるようにしていただきたい。

## WGの評価結果

---

私費外国人留学生等学習奨励費制度

厳しく成果検証等を行った上で、  
当該法人で実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 1名
- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 9名（事業規模 縮減 1名、現状維持 5名、拡充 3名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 2名

## とりまとめコメント

---

（私費外国人留学生等学習奨励費制度）

評価者12人のうち9人が当該法人で実施とし、事業の規模については、うち5人が現状維持、3人が事業規模の拡充を求め、ガバナンスの強化も3人が求めている。

優秀な学生の選抜には一層注力すべきであること、給付予約制の適切な拡充を行うべきであること、今までの検証が不十分であることが浮き彫りになり、当該法人で実施する意義が国民に明らかにされなかった。こういう点も含めて全体的に見直し・検証をしていただきたい。日本に留学を希望する留学生を応援していこうという政策の理念には賛同するものであるが、手法がまだまだ不十分であるということも付言しておく。

結論としては、当該法人が実施し、事業規模は現状維持とする。ただし厳しい成果検証等を求めるものとする。